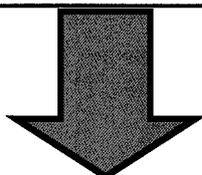


# 薬剤師法の一部改正

平成16年6月15日  
第159回通常国会において成立

改正前	(受験資格) 第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（ <u>短期大学を除く。</u> ）において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者 二 （略）
-----	---



改正後	(受験資格) 第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（ <u>同法第五十五条第二項に規定するものに限る。</u> ）を修めて卒業した者 二 （略）
	<b>附 則</b>
	(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
	(経過措置) 第二条 （略） 第三条 施行日の属する年度から平成二十九年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の正規の課程（新学校教育法第五十五条第二項に規定するものを除く。）を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより新薬剤師法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものは、新薬剤師法第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。